

運営規程

(プラスしこうえん重要事項説明書)

令和7年10月1日改正

ケアハウス プラスしこうえん 運営規程

(重要事項説明書)

施設経営法人

法人名 社会福祉法人 フジの会
法人所在地 京都市伏見区深草泓ノ壺町 37 番地の 1
代表者氏名 理事長 砂川 靖子
設立年月 昭和 57 (1982) 年 8 月 2 日

運営施設

施設名 ケアハウス プラスしこうえん
施設所在地 京都市伏見区深草泓ノ壺町 27-1
開始年月日 平成 10 (1998) 年 7 月 1 日

(施設の目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人フジの会が設置経営する（ケアハウス）プラスしこうえん（以下「施設」という。）の管理運営について必要な事項を定め、業務の適正且つ円滑な執行と老人福祉法の理念に基づき、身体機能の低下や高齢等のために居宅での生活が不安定な方々に、入所者の自立と社会性を尊重しながら明るい健康的な生活の場を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 入所者の意思、及び人格を尊重し、施設サービスを提供するように努め、明るい家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、また福祉サービスを提供する他事業所との連携に努める。

(職員の職種及び数)

第 3 条

職 種	職員の数
1. 施設長	1 名以上
2. 生活相談員	1 名以上
3. 介護職員	2 名以上
4. 栄養士	1 名以上
5. 事務員	1 名以上※

※ 事務員は、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準第十一条 11 項により、当該事務員を置かないことができると規定。

・ [軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準](http://mhlw.go.jp) (◆平成 20 年 05 月 09 日 厚生労働省令第 107 号) (mhlw.go.jp)

(職務の内容)

- 第 4 条 施設長は、主として理事長の命を受け所属職員を指揮監督し、施設の業務を統括するものとする。
- 生活相談員は、主として入所者の生活向上に必要な生活指導・相談・援助等に従事する。
 - 介護職員は、主として入所者の援助並びに環境整備を行う。
 - 栄養士は、主として入所者の給食献立・栄養管理・調理上の衛生指導等の業務を行う。
 - 事務員は、主として施設会計・財産管理・庶務等の事務を行う。

(入所定員)

第5条 施設の入所定員は50名とする。

(入所者に提供するサービスの内容)

第6条 下記を入所者に提供するサービスとする。

(1) 食事の提供

施設は利用者に対して高齢者に適した食事を毎日3食提供するものとする。ただし、あらかじめ食事をしない旨の連絡があった場合には提供しなくてもよいこととする。

2. 食品の調理加工及び保管は衛生的に行い、栄養士による毎日の献立表を作成して栄養のバランスに留意するものとする。

(2) 入浴の準備

入浴は隔日以上とし、施設は入所者が定められた時間帯に入浴できるよう準備を行うものとする。

2. 原則として、個別の入浴介助は行わないこととする。

(3) 生活援助

入所者に対する日常生活の援助は、原則として実施しないものとする。

2. 入所者が入所後において心身の機能低下等で家事等が独力でできず、又病気等で介護者が必要になった場合には、施設は、入所者が出来る限り、外部の在宅福祉サービス等が受けられるよう努める。この場合、所要の費用は入所者の個人負担とする。

(4) 日課・行事・レクリエーション等

施設における生活の活性化のための内容については、入居のしおりや施設パンフレットなどに記載して周知を図るものとする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 下記の料金とする。なお、(1)～(4)については、行政の定める基準に基づくもので、行政の基準改定に合わせて変更します。

(1) 生活費 48,765円

※上記金額には、1日あたり900円の食材料費が含まれています。 詳細については別紙1参照

(2) 冬季加算 2,170円

※11月から3月までは、生活費に加算されます。

(3) 居住に要する費用 33,000円

※保証金として、入居契約時に別途 300,000円

(4) サービスの提供に要する費用(事務費)

※対象収入により15段階の区分に分かれます。 詳細については別紙1参照

※対象収入とは、前年収入の内から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入です。詳細は別紙2参照

(5) 水道料金 1,727円/月

(6) 利用料引落手数料 110円/月

※ 下記(7)～(10)については、入所者もしくは連帯保証人のご希望等により、サービスを利用した場合のみ料金が発生します。

(7) 有料サービス 契約書記載の額

(8) 物品購入 実費

(9) 日常生活設備・用品等レンタルサービス 契約書記載の額

(10) 行事・クラブ活動費用 実費

(11) その他の費用

・各居室で発生する光熱水費・通信費等 実費

・契約解約時の居室クリーニング代 30,000円(別途、消費税必要)

・火災保険料 12,000円(2年間)

(サービスの利用にあたっての留意事項)

第8条 施設長は、入所者が守るべき『入居契約書』『ご入居のしおり』を入所者に配布し、その趣旨を十分周知徹底しなければならない。また、入所者は『入居契約書』『ご入居のしおり』を遵守しなければならない。なお、『入居契約書』及び『ご入居のしおり』は施設運営の都合上、改訂される場合もある。

(ハラスメントの禁止)

第9条 利用者及び家族等からの職員や事業所等に対する次のようなハラスメント行為を不信行為とみなす。

(1) パワーハラスメント

- ・身体的暴力(叩く、引っ掻く等、身体的な力を使って職員に危害を及ぼす行為)
- ・精神的暴力(大声で怒鳴る、理不尽な要求をする等、職員の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為)

(2) セクシュアルハラスメント

職員に対する不必要な体への接触、交際や性的関係の共用、意に反する性的な誘い掛け、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為

(3) カスタマーハラスメント

長時間の拘束、執拗なクレーム、制度上対応できないことの要求、恫喝や罵声、妥当性を欠く金銭保証の要求等、職員や事業所等に対する著しい迷惑行為)

(4) その他のあらゆるハラスメント行為

2. 職員や事業所が以上の不信行為が行われたと判断する場合は、状況に応じて警察や弁護士等に相談の上で、契約を解消させていただくことがあります。

(非常災害対策)

第10条 施設長は、火災、地震、風水害等非常災害に備えて、消火、避難等に関する計画を定め、定期的に訓練の実施等の対策を講ずるとともに、入所者が防災を心掛けるよう指導しなければならない。

(苦情の受付)

第11条 当施設における苦情や相談は以下の専用窓口で受け付けることとする。

(1) 苦情受付担当者 部長(生活相談員) 高田和也

(2) 苦情解決責任者 施設長 藤原 通伸

(3) 第三者評価の実施状況

- ・実施の有無 有
- ・実施した直近の実施日 令和4年11月23日
- ・実施した評価機関の名称 特定非営利活動法人きょうと介護保険にかかわる会
- ・実施した評価結果の開示状況 京都 介護・福祉サービス第三者評価webサイト

<https://kyoto-hyoka.jp/ケアハウスプラスしこうえん/>

(協力医療機関)

第12条 当施設の協力医療機関は下記とする。

おちあい医院	京都市伏見区深草柴田屋敷町23-95(内科)
蘇生会総合病院	京都市伏見区下鳥羽広長町101番地

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 施設は、高齢者虐待防止法に沿って入所者の人権の擁護、虐待の防止等に必要な体制と指針の整備、虐待防止等に関する検討委員会の設置、職員に対して研修を実施するなどの措置を講じるものとする。

(その他施設の運営に関する重要事項)

第14条 当該入所者または他の入所者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際は、施設が定めた「身体的拘束等の適正化のための指針」に沿って行うものとする。

2. 個人情報に関する公開の同意については、別紙3に定めいただくものとする。

3. 当施設では事故を未然に予防するために、職員教育や設備環境整備等に努めているが、自立した入所者が生活するという施設の特性上により、行動が自由であることから施設内外の事故を完全に防ぐことはできない。また、その時の職員体制、業務の時間帯、周辺状況により常に適切な対応等ができない場合もある。

(改正)

第15条 この規程を改正・廃止しようとするときは、社会福祉法人フジの会理事長の決裁を経るものとする。

(附則)

第16条 この規程は平成10年 7月 7日より施行する。

平成21年 6月 1日改正

平成22年 9月 8日改正

平成23年10月 5日改正

平成25年 1月28日改正

平成25年 6月 1日改正

平成25年 8月 1日改正

平成26年 6月 1日改正

平成26年11月 1日改正

平成27年 1月19日改正

平成28年 2月13日改正

平成29年 4月 1日改正

平成30年10月 1日改正

令和 元年10月 1日改正

令和 2年 4月 1日改正

令和 3年 4月 1日改正

令和 3年10月 1日改正

令和 4年 8月 1日改正

令和 5年 4月 1日改正

令和 6年 4月 1日改正

令和 7年 4月 1日改正

令和 7年 8月 1日改正

令和 7年10月 1日改正

以上 運営規程（重要事項説明書）の内容を確認いたしました。

入居者 _____ 印

連帯保証人① _____ 印

連帯保証人② _____ 印

	対 象 収 入	生 活 費	冬 季 加 算 ※	居 住 費	事 務 費	水 道 料 金	引 落 手 数 料	合 計
1	1,500,000円以下	¥48,765	¥2,170	¥33,000	¥10,160	¥1,727	¥110	¥92,932
2	1,500,001円以上				¥13,210			¥95,982
3	1,600,001円以上				¥16,260			¥99,032
4	1,700,001円以上				¥19,310			¥102,082
5	1,800,001円以上				¥22,360			¥105,132
6	1,900,001円以上				¥25,400			¥108,172
7	2,000,001円以上				¥30,490			¥113,262
8	2,100,001円以上				¥35,570			¥118,342
9	2,200,001円以上				¥40,650			¥123,422
10	2,300,001円以上				¥45,730			¥128,502
11	2,400,001円以上				¥50,810			¥133,582
12	2,500,001円以上				¥57,920			¥140,692
13	2,600,001円以上				¥65,040			¥147,812
14	2,700,001円以上				¥72,150			¥154,922
15	2,800,001円以上				¥74,980			¥157,752

老人ホーム入所者に係る収入額及び必要経費関係一覧

1. 収入として認定するもの	2. 収入として認定しないもの	3. 必要経費となるもの
(1) 年金(私的…生命保険会社等)、恩給、企業退職年 など定期的に支給される金銭 ……実際の受給額を認定 (2) 「加算の特例」による収入 ……実際の受給額を認定 (3) 入所前の勤労所得 ……給与所得の金額を認定 (4) 土地、家屋、機械器具等を他に利用させて得られる 地代、小作料、家賃、間代、使用料等の財産収入 ……課税標準として把握された所得の金額を認定 (5) 預貯金の利子、公社債の利子、法人からうける利益 の配当(確定申告する場合に限る。) ……課税標準として把握された所得の金額を認定 (6) 不動産、動産の処分による収入、その他の収入(老人 ホーム入所前の臨時的な収入は除く。) ……課税標準として把握された所得の金額を認定 (7) 分離課税される譲渡所得 ……租税特別措置法第31条第1項に規定する長期 譲渡所得の金額又は同法第32条第1項に規定する 短期譲渡所得の金額を認定 ※したがって特別控除額の控除をしないで計算 した額 (8) 相続、遺贈又は個人からの贈与による所得 ……相続税又は贈与税の課税価格を認定	(1) 臨時的な見舞金、仕送り等 (2) 地方公共団体、社会事業団体その他から恵与され た慈善的性質を有する金銭(特別日用品費、夏季 歳末の見舞金) (3) 施設から個人的経費として支給される金銭(入院 患者日用品費等) (4) 特別障害者手当 (5) 老人ホーム入所前の臨時的な収入(退職金等) (6) 生活保護法において収入と認定しないもの (7) その他社会通念上収入として認定することが適当 でないもの(老人ホームにおける生きがい活動に 伴い副次的に得られる収入など)	(1) 所得税、住民税等の租税(固定資産税、都市計画税 は除く。) (2) 社会保険料、介護保険料、心身障害者扶養共済制度 の掛金 (3) 医療費(差額ベッド代、付添費用、医薬品購入費、 通院等のための交通費を含む。ただし、保険金等で 補てんされる金額は除く。) ※入所前の入院に係る医療費は除く。 ※医薬品については疾病の予防や健康の増進の ためのものは除く。 ※入院時の食事費用負担金は医療費に含む。 (4) 居宅介護サービス自己負担額 (5) 配偶者その他の親族への仕送り(ただし、必要経費 として認定できる限度額がありますので福祉事務 所と十分に連絡をとってください。) (6) 災害により資産が損害を受けた場合の補てん費用 (7) やむを得ない事情による借金の返済 (8) 自己の使用する日常の補装具、身体障害者の日常生 活用具等の購入費用 (9) その他やむを得ないと福祉事務所が認めるもの

* 国民健康保険料は、年度単位ではなく、支払単位なので1月～12月分の支払を計算する。

情報公開同意書

ケアハウス プラスしこうえん

施設長 藤原 通伸 様

私 は、下記の場合において貴施設が契約者の個人情報（家族等を含む）を開示することに同意いたします。

記

- 一 施設において、相談・支援等を行う上で必要となる場合
 - 二 契約者が疾病等により医療機関に受診、入院等する場合
 - 三 居宅支援事業所、居宅サービス事業所等から情報提供の依頼があった場合
 - 四 公的機関からの情報提供の依頼があった場合
 - 五 法令規定により遵守すべき事項が生じた場合
 - 六 契約者等が施設に対して依頼したことを施行する場合
 - 七 その他、施設が状況を鑑み契約者ならびに第一もしくは第二連帯保証人（保佐人等含む）に必要性を説明し了承を得た場合
- ※その場合は、日誌等にその内容を記載することとする。

以上

令和 年 月 日

■ 契約者

氏名 印

■ 署名代行者

氏名 印 契約者との関係（ ）

私 は、上記一～七の場合において貴施設が契約者、家族の個人情報を開示することに同意いたします。

氏名 印 契約者との関係（ ）